



やまゆり

学校だより

令和6年月12日
19号
学校長 杉本賢二

校訓 「和の心」
学校教育目標 「社会に貢献しながら自立する生徒の育成」一気づき・考え・実行するー
校内研究重点 「WEBQUを活用し、学級の安定と活性化を図る」

学校教育目標重点 「居心地良く、やる気のある学級経営」・「豊かな心の育成」

三助法による「いじめ予防」の学習指導をしました

6月6日(火)に各学年一齐に「いじめ防止に関する指導」をしました。本校の学校教育の優先順位は、命や心・身体に関する安心・安全が第一です。「いじめ」は、命に関わる人権侵害であり、①予防②早期発見③適切な組織対応④再発防止が重要です。本校では、災害予防のための「三助法」を独自に考え、計画的・積極的に指導をしています。「いじめ」指導に力を入れているのは、生徒一人一人の学校での「安心・安全」は重要であるという学校経営の方針と実際に「いじめ」による重大な被害が起こりやすい小規模校の特徴があるからです。

本校の本日までの「いじめ」の認知状態は、3年間で「7件」です。本年度の認知は2件です。

WEBQU等の検査で認知を確認し、即日、校長を中心とした組織で対応し、教育委員会にも報告しています。小規模校では、「人間関係の安定を求めするために、嫌なことがあっても我慢してしまう傾向が高く、生徒は教職員や保護者にも相談しない傾向が強い」です。

また、周囲の生徒がいじめに気付いていても止めに入れない現状もあります。

いじめは、積極的に見つけようとしなければ見つかりません。冷やかし・からかい等の初期の小さな段階の被害者の認知に気づき、適切な組織対応が求められています。それは、全国の小・中学校のいじめ認知件数は、令和3年度で65万件、重大事態(不登校・財産や身体への深刻な影響)は705件もあることから分かります。 ※1日の全国の小中学校の認知件数は約3,250件。

コミュニティ・スクールが求められているのは、いじめの問題等の教育課題を、保護者や地域住民一人一人が当事者意識をもって対応し課題を改善するためです。より良い学校教育を通して、より良いふるさとや地域づくりを推進するためにも、命や人権に重大な影響をもたらす「いじめ」の予防教育にご理解と協力をお願いいたします。

「いじめ防止」のための知識・技能を学ぶ

いじめの定義 「被害者が嫌だと感じる」ことでいじめが成立します。

例として以下のような事例も全ていじめ事案として対応が必要です。

- 授業中私語が多い生徒を、学級役員の生徒が注意を何度かした。注意された児童・生徒が「〇〇さんから、私ばかり注意されるので学校に行きたくない」と訴えがあった事例。
- ある生徒が「好意のある生徒」を何度も見るが多かった。しかし、「相手は私ばかり見られて嫌だ」という訴えがあった事例。
- 学習中に、「もう少し考えたかったのに、いつも理解の早い〇〇さんが答えを言うことが嫌だ」という訴えがあった事例。
- 仲の良い親しい友人を、からかうことがあった。しかし、相手から「私ばかりいじられて笑いの対象にされていることが嫌だ」と訴えがあった事例。
- 部活動の「鍵当番」を、私ばかりにやらせていることが納得いかないという訴えの事例。

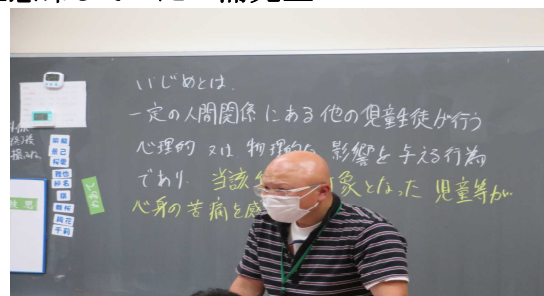
いじめ防止対策推進法では、上記の事例も全て訴えのあった被害者の身になって指導することが求められています。本校で「減災」ということばを使うのは、風水害をゼロにすることはできないように、「いじめの認知もゼロにはできない可能性が高い」からです。文部科学省も、「いじめはどの学校でも起こり、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」と公表しています。

他人と集団生活をしている学校で、「嫌な」ことが起こるのはある意味必然です。しかし、教育公務員としては、いじめ対応として適切に対応し、被害者も加害者も守らねばなりません。

いじめの一番の解決法

被害者が自分の嫌な気持ちに気づき、早期に相手や教職員・信頼できる人等に伝えることが、一番の解決法です。最大の課題は、「いじめの解決に死を選択している児童・生徒がいる」ことです。道志村の問題・日本の学校教育の最大の問題として協働して対応していきたいと思います。危機管理とは、起こると想定してしっかり対応をすることです。

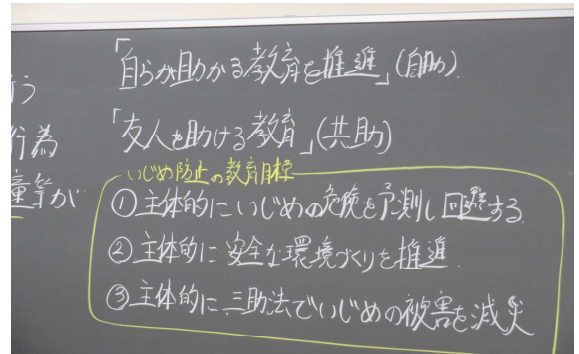
3年生の指導を本気で一生懸命していた三浦先生



2年生の指導 どの学年職員も安心・安全な学校づくりのために懸命に努力しています



1年生は初めて組谷先生から「三助法」の考え方を学びました



「いじめの自助」に関する指導後の生徒の感想

1 定義の理解

- いじめられている人が嫌だと感じたら、いじめになってしまう。(1年生)
- 相手が嫌だと感じたら、いじめは成立する。(2年生)
- 一定の人間関係にある者が、相手から心身の苦痛を感じさせられた場合。(3年生)

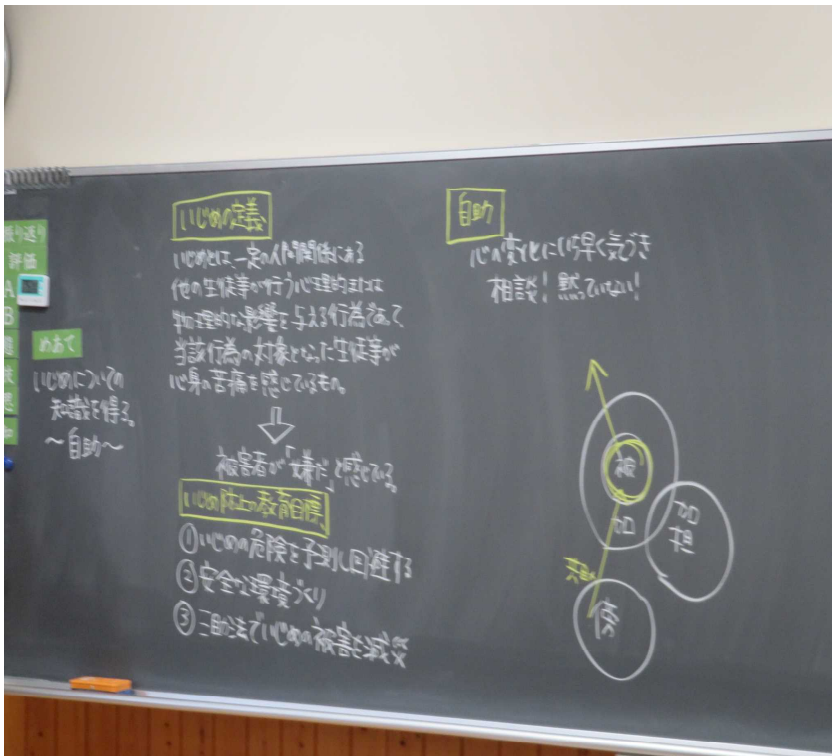
2 嫌だと感じる事が起こったらどうするか

- 嫌だと相手に伝える。できなければ、信頼できる先生に相談する。(1年生)
- (本校で設定している)相談の日に、先生に相談したいと思う。(2年生)
- 嫌だと感じたら相手にはっきり伝える。言えなければ、隠さずに正直に相談する。
- ・周囲には話さず、できるだけ気にしないようにしている。 → 学習後に相談も大切だと理解。

3 いじめ防止の学習後の感想

- やはり、人は誰かを虐(しいた)げないと生きていけないのか。いじめをして、本当に後悔しないのかを本気で考えて欲しい。(1年生)
- いじめの重大性やいじめを防止する事の大切さをこの授業で学びました。(1年生)
- いじめは思っているよりも起きていて驚いた。自助や共助は自分にもできるので、いじめを減らして助けられるようにしていきたいと思った。(1年生)
- いじめがゼロになる事はないから、いじめが続かないように何ができるかを考えたい。(2年生)
- 気づかぬうちにいじめが起こってしまったり、加害者になってしまうことが分かった。それに気づくためにも「いじめに関する知識」を備えるべきだと思った。(3年生)

第1回 いじめ防止対策の学習 ※ 今回は主に「自助対応」を指導・年5回程度指導の予定



1 いじめの定義の理解

2 いじめの防止教育目標

① いじめの危険を予測し、生徒が自ら回避する知識・技能を身につける。
 ※本校独自の取り組みです。

② 安全な環境づくりに主体的に参加する。

いじめの予防の最大の力は、いじめをしない・黙認しない生徒を育成する事。

※黙認とは、黙って認める事
 黙認者が多い集団ほど、いじめが多発し、被害も大きくなります。

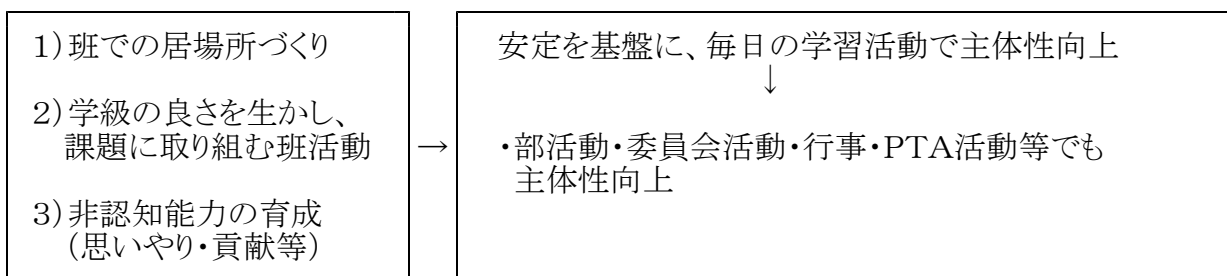
③ 三助法で、いじめの被害を「減災」する。

3 公助(学校での取り組み)

① いじめ防止対策基本方針の設定 ※ホームページ参照

② 他校から高く評価されている班活動の取組で、「安定と主体性・活性化」を促進する。

班の3つの機能で安定づくり + 主体性・集団の活性化も向上させる指導



③ 教育委員会との協働活動

- ・いじめの報告は、必ず事案ごとに確実に報告。対応も協議している。
- ・いじめの重大事態に備え、組織について改善策を検討中。

いじめや不登校予防は、学校対応として全教職員で取り組んでいます



